

鳥取県告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月27日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
合同会社春雛 代表社員 寺坂 はる子	鳥取市用瀬町 安蔵918-6	通所介護事業所 春の里	八頭郡智頭町大 字智頭1060-6	通所介護	平成21年1 月26日